

令和8年5月1日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社 s a b i t e t s u（所在地 東京都大田区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 園田（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 小宮（内線：5880）

経理調達課 課長 兒玉（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社sabitetsu	東京都大田区大森西3丁目28番5号

### 2. 指名停止措置期間

令和8年5月1日から令和8年6月30日まで（2か月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、二瀬ダム管理所発注の「R8二瀬ダム水文観測設備点検等業務」において、調査基準価格を下回る入札額であったため、低入札価格調査の資料提出を依頼したところ、令和8年3月26日、体制の確保が困難であり、仕様書に基づく適正かつ確実な履行が担保できないとの理由によりこれを辞退した。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、低入札価格調査を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内